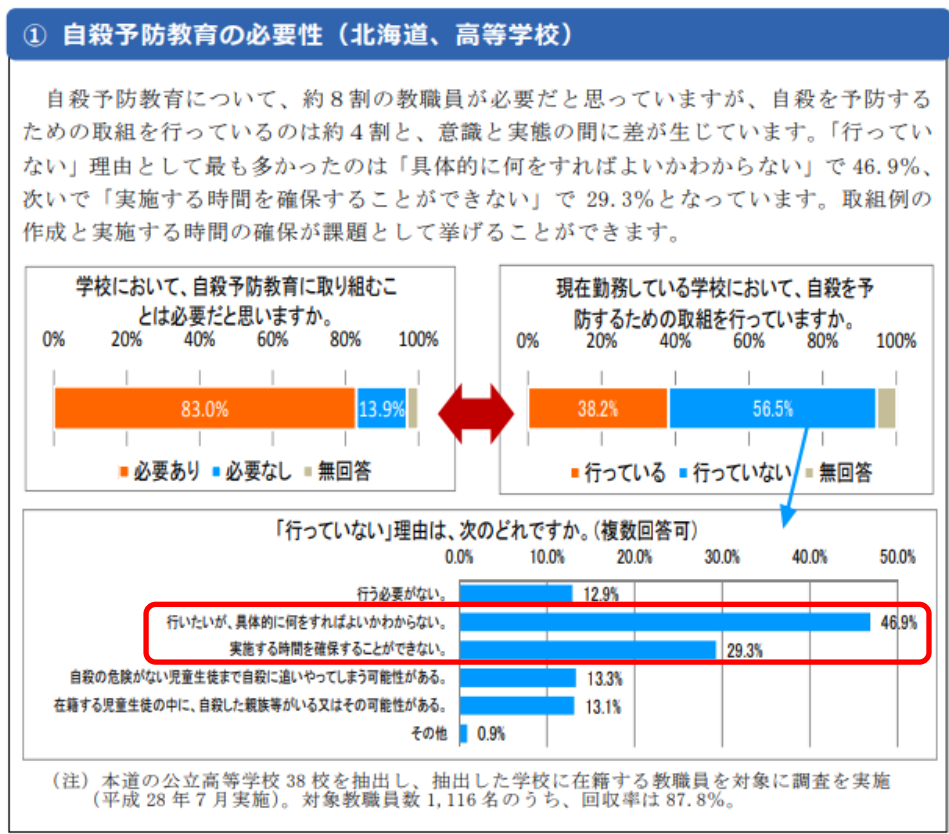


今後の自殺予防教育の推進に関する方向性について

<今後の国における取組について>

- 令和5年6月2日に取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、「学校が行うSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を国において作成・周知を行う」と盛り込んでおり、文部科学省において、実践的な自殺予防教育のモデルの検討、作成を行う。
- 具体的には、来年度、先進的に取り組む教育委員会等と発達段階や留意点等を考慮した実践的な自殺予防教育のモデル作成に取り組むこととしている。
※令和6年度概算要求において、「いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究事業」の項目の1つとして自殺予防教育の指導モデル開発を計上。
- 過去、文部科学省がモデル構築を委託していた北海道教育委員会において、平成28年に教職員を対象に実施した調査では、大半の教職員が自殺予防教育の必要性を理解しつつも、行えない理由として、「行いたい、具体的に何をすればよいかわからない」、「実施する時間を確保することができない」といった声が多数寄せられている。
- よって、学校での取り組み方や工夫点等も示しつつ、取り組みやすいモデルの作成が必要である。



<今年度本協議会で検討すべきテーマ>

- 『子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—（平成26年作成）※参考資料3』では、「早期の問題認識（自他の心の危機に気付く力をつける）」、「援助希求的態度の促進（相談する力を育む）」を自殺予防教育の目標として位置付けており、あわせて、核となる教育活動のプログラム展開例や留意事項等を示している。
- また、参考資料2のとおり、自殺予防につながる教育として、各教科等でも様々な学習が行われている。
- 国において、実践的なモデルの作成を行うに当たっては、上記導入手引を参考としつつ、自殺予防教育の要素や留意点について改めて整理が必要と考えられる。
- 例えば、自殺予防教育の要素については、
 - ・ 児童生徒が知っておくべきこと、身につけるべきことは何か
 - 導入手引きのプログラム展開例では、①自殺の深刻な実態を知る、②心の危機のサインを理解する、③心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ、④地域の援助要請を知るといった核となる教育活動における要素を例示しているが、核となる教育活動と下地づくりの教育活動を一体的に推進していく上で、その他にどのようなことが必要か
 - ・ どのような時期に教えるのがよいか
 - 自殺予防教育の各要素について年間を通していつ頃学ぶことが有効か
 - 個別の児童生徒を対象に指導する場合もあるが、どのような時期が適切か
 - ・ どのような活動を通じて学ぶべきか
 - 導入手引きの展開例では、グループワークを重視するとあるが、他にどのような指導の方法が考えられるかといった論点があげられる。
- また、自殺予防教育の実践に当たっては、上記自殺予防教育の要素の整理とあわせて、
 - ・ どのような教材があるとよいか
 - 国の指導モデル開発に当たって作成すべき教材・啓発資料があるか（児童生徒向け及び学校・教師向け両方の観点から）
 - ・ どのようなことに留意する必要があるか
 - 導入手引きでは留意事項として例えば、個別に授業を実施するに当たっての実施体制や外部の専門機関との連携、ハイリスクの児童生徒への配慮等が示されているが見直すことや追加することがあるか
 - ・ 教師が理解しておくべきことは何か
 - 教師が研修等を通じて自殺予防教育に取り組む前に学ぶべき内容はどのような内容が考えられるかといった観点についても検討することが考えられる。
- その他にモデル構築に当たって検討すべき事項や留意点はあるか。